

手配型旅行取引条件書

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。なお、本文中に記載のない用語の定義は、標準旅行業約款によります。

1. 手配旅行契約

(1) 「手配旅行契約」(以下「契約」といいます。) とは、TRAPOL 株式会社(以下「当社」といいます。) がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。) の提供を受けることができるよう、手配することを引き受ける契約をいいます。

(2) 契約の内容・条件は、本旅行条件書、標準旅行業約款によります。

(3) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、当社所定の旅行代金をお支払いいただきます。

2. 旅行業務取扱料金

当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用のほか、旅行業務取扱料金を申し受けます。具体的な額については、料金表に明示します。

3. 契約の申込み

(1) 当社は、電話、電子メール、その他所定の通信手段による契約の申込みを承ります。

(2) 契約の申込みについては、原則として出発日から起算して遡って 2 日前までお受けします。

(3) 当社は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

(4) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(5) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨と当該特別な配慮のために必要な措置をお申し出ください(契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。) 。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。

なお、当社の対応に際して、当社は、お客様の状況及び必要とされる措置等対応のために必要な情報を、お客様に追加でお伺いし、又は書面の提出を求めることがあります。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

4. 契約の成立時期

(1) 通信契約は、当社がおお客様の申込みの通知を受けて、同申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(2) 通信契約以外の契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立するものとします。但し、当社は、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該申込みを承諾する旨の書面を交付した時点(電子メールの場合は当該電子メールがお客様に到達した時点)で成立します。

(3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他のおお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

5. 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

(1) 電話、電子メール、その他所定の通信手段により、契約を締結する場合は、契約書面に記載の当社が定める期日までにお支払いください。

(2) 利用する運送機関について、適用を受ける運賃・料金(以下「適用運賃・料金」といいます。)が、著しい経済情勢の変化等により、契約書面の交付の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金の比に比べて、通常想定される程度を大幅に越えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 5 日目に当たる日より前に通知するものとします。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

(3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

6. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、契約の締結に応じないことがあります。

(1) 当社の業務上の都合により、締結すべきでない又は締結できないと判断したとき。

(2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。又は、お客様からの当社指定口座への振込が確認できないとき。

(3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

(4) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合。

(5) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行なった場合。

(6) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行なった場合。

7. 契約書面の交付

(1) 当社は、契約成立後速やかに、お客様が申込みプラン、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金、取消条件その他の旅行条件を確認できるよう、当社所定の方法により必要な情報を提供します。ただし、

当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

(2) 前項の情報は、本旅行条件書、該当プランの行程表、旅行代金明細、申込み完了画面、予約確認画面、電子メールその他当社が提供する書面または電磁的方法により構成されます。

(3) 当社が契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、本旅行条件書、該当プランの行程表、旅行代金明細その他当社が提供する情報に記載するところによります。

8. 契約内容の変更

(1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

(2) 前項のお客様の求めにより契約の内容を変更する場合、お客様は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該契約内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少はお客様に帰属するものとします。

9. お客様による契約の解除

(1) お客様から取消料をいただく場合

1 お客様は、契約書面記載の取消料を支払って契約解除することができます。ただし、契約解除の申し出をお受けできるのは、営業時間内に限られます。

2 当社の責任とならない渡航手続き等の事由によりお取消しの場合も契約書面記載の取消料をいただきます。

(2) お客様から取消料をいただかない場合

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となった場合、お客様は契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にお客様がその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

10. 当社による契約の解除

(1) 当社は、次に掲げる場合において、契約を解除することがあります。

1 お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。

2 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

3 お客様が第6項(3)から(6)までのいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 前項の規定に基づいて契約が解除されたときは、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

11. 添乗サービス

(1) 当社は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体・グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は、旅行代金に含むものとします。

(2) 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として 8 時から 20 時までとします。

12. 当社の責任

(1) 当社は、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に通知があったときに限ります。

(2) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由によりお客様が損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して国内旅行にあたっては 14 日以内に、海外旅行にあつては 21 日以内に、当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場を除きます。)として賠償します。

13. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、提供された旅行サービスが記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14. 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかのご確認、旅券・査証取得は旅行の出発までにお客様の責任で行ってください。

15. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ:<http://www.forth.go.jp/>で確認ください。

16. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ:<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」にて、ご確認ください。

17. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することがあります。当社ではお店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、土産店・空港において手続き方法をご確認の上、お客様自身の責

任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がありますので、ご購入には十分ご注意ください。

18. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに契約書面又は確定書面にてお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

19. 個人情報の取扱いについて

当社は、ご提供いただいた個人情報について、

- (1) お客様の間の連絡
- (2) 旅行に関する運送・宿泊機関等のサービス手配、提供
- (3) 旅行に関する諸手続き
- (4) 当社の契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続き
- (5) 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供
- (6) 旅行参加後のご意見やご感想のお願い
- (7) アンケートのお願い
- (8) 特典サービス提供
- (9) 統計資料作成

に利用させていただきます。

上記(2)、(3)及び(4)の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関等に、書類又は電子データにより、提供することがあります。当社はお客様から書面によってご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、利用させていただきます。利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。

お問い合わせ窓口：当社相談窓口

e-mail:info@trapol.co.jp

通常営業時間：平日（土日祝日年末年始は休み） 9:30～17:30